

銀行等の非居住者等に対する国別債権債務に関する報告書の提出

(根拠条文)

外国為替の取引等の報告に関する省令第 14 条第 4 項

〃 省令第 23 条の 2

(報告対象者)

- (1) 承認金融機関（特別国際金融取引勘定承認金融機関）
- (2) その他、一定額以上の対外債権を有する者で、財務大臣が指定した者

(様式)

別紙様式第三十三

(提出頻度)

毎四半期

報告書の全項目に亘り該当計数がない場合でもご提出ください。

(提出期限)

翌四半期開始後 1 カ月以内（1、4、7、10 月末）

提出期限日が休日の場合は、その前営業日を期限日とします。

(提出部数)

1 部

(換算レート)

該当月の報告省令レート（第 35 条第 2 号）

(照会先)

日本銀行金融市場局総務課市場統計グループ 直通 03-3277-1519

E-mail : post.fmd@boj.or.jp